| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 九号 | 浜田市三隅町岡見六〇五二番一から同市三隅町岡見三三一番二まで | 中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所 |
| 〃 | 浜田市三隅町岡見三三一番二から同市三隅町岡見四七二〇番五地先官有無番地まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 〃 |

供用開始の期日　平成二十二年二月五日

**○四国地方整備局告示第六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

四国地方整備局長　足立　敏之

| | | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|---|
| ㈠ | 道路の種類 | 一般国道 | |
| ㈡ | 路線名 | 五十五号及び四百九十三号 | |
| ㈢ | 道路の区域 | | |
| | 区間 | 敷地の幅員延長 | |
| | | 二三・六四～三一・三三メートル | 〇・一七〇キロメートル |
| | | 三四・四二～四二・四四メートル | 〇・一七〇キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

**○沖縄総合事務局告示第四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

| | | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|---|
| ㈠ | 道路の種類 | 一般国道 | |
| ㈡ | 路線名 | 五百六号 | |
| ㈢ | 道路の区域 | | |
| | 区間 | 敷地の幅員延長 | |
| | | 豊見城市字田頭田原一六六番二から同市字名嘉地屋無垣原一三九番一まで | 前後 一〇・九〇メートル　〇・四二五キロメートル |

㈣　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

**○沖縄総合事務局告示第五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

| | |
|---|---|
| 一 | 道路の種類　一般国道 |
| 二 | 路線名　五百六号 |
| 三 | 指定する道路の部分 |
| | 区間　幅員　延長 |
| | 豊見城市字田頭田原一六六番二から同市字我那覇佐真下原六五三番二六まで　一〇・九〇～一二・六五メートル　〇・九七三キロメートル |
| 四 | 指定する期日　平成二十二年二月五日 |

# 国会事項

## 衆議院

**質問書提出**

二月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

裏下りの定義に関する質問主意書（山内康一提出）

天皇陛下御在位二十周年に関する質問主意書（木村太郎提出）

検察庁による事情聴取のあり方に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物への取調べの様子を録音したテープの公表等に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

## 参議院

**質問主意書提出**

二月三日議員から次の質問主意書が提出された。

住宅リフォーム事業の促進と地方経済の活性化に関する質問主意書（加藤修一提出）（第一一二号）

**質問主意書転送**

二月三日次の質問主意書を内閣に転送した。

風力発電施設の建設及び稼働に伴う諸問題に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一一一号）

# 人事異動

## 内閣

（内閣府沖縄総合事務局長）内閣府事務官　竹澤　正明

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する　内閣官房沖縄連絡室沖縄分室長を命ずる（防衛省沖縄防衛局次長）防衛技官　大東　隆

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する　内閣官房沖縄連絡室沖縄分室室員を命ずる（以上一月二十九日）

（東京地方検察庁検事）検事　稲吉　大輔

判事補兼簡易裁判所判事に任命する（二月二日）

## 法務省

最高裁判所判事　白木　勇

検察官適格審査会予備委員に任命する（二月三日）

## 文部科学省

国立大学法人弘前大学長に任命する（再任）（二月一日）　遠藤　正彦

## 最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　伊藤　敏孝

東京地方裁判所判事に補する　東京簡易裁判所判事に補する

福岡地方裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　木村　元昭

那覇地方裁判所判事に補する　那覇地方裁判所長を命ずる　那覇簡易裁判所判事に補する　那覇簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

旭川地方裁判所判事兼旭川家庭裁判所判事　八木　良一

大阪高等裁判所判事に補する　さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事　小野　剛

旭川地方裁判所判事に補する　旭川地方裁判所長を命ずる　兼ねて旭川家庭裁判所判事に補する　旭川家庭裁判所長を命ずる　東京高等裁判所判事　浅香紀久雄

さいたま地方裁判所川越支部長を命ずる　さいたま地方裁判所判事に補する　さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる　兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する　さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる　さいたま家庭裁判所川越支部長を命ずる　簡易裁判所判事　浅香紀久雄

川越簡易裁判所判事に補する　川越簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　東京高等裁判所判事　村田　斉志

司法研修所教官に充てることを解く　名古屋高等裁判所判事に補する　東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　佐藤　傑

最高裁判所事務総局人事局付を命ずる　松戸簡易裁判所判事　小沼　充

新潟簡易裁判所判事に補する　植松　祐二

司法研修所教官の事務補助の委嘱を解く（各通）　向井ゆかり

司法研修所教官の事務補助を委嘱する（各通）　黒松　百亜　三木　薫

司法研修所教官の事務補助を委嘱する（各通）（以上二月一日）